

平成30年4月18日

各部課等の長 殿

総務部長

平成30年度予算執行方針について

平成30年度がスタートし、いよいよ新総合計画が始動、本市が目指す6つのまちの姿をイメージし、全力で事業執行してもらいたい。

- 1 未来を担う人材が豊富な酒田
- 2 地域経済が活性化し、「働きたい」がかなう酒田
- 3 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加する酒田
- 4 暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合う酒田
- 5 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田
- 6 都市機能が強化され、賑わう酒田

一般会計の527億円は、その実行経費であり、10年後の未来に向けて位置付けられた事業の着実な成果が期待される。一方、その舞台裏では、多額の財源不足により基金から約21億円を取り崩し(前年比12.4%増)、市債56億2,710万円の発行を見込み(前年比△0.4%)、やっと予算を組むことができたというのが実情である。

歳入では、市税と歳入構成の双璧をなす普通交付税が平成28年度から5年間の段階的縮減により、142億1,700万円と前年度比3億5,600万円(△2.4%)の減を見込んでいる。歳出では、新庁舎整備事業や中町モール改修事業が終了したものの、駅周辺整備、消防庁舎及び総合防災センター整備、斎場改築事業や松山小学校改修事業等が継続していることに加え、亀ヶ崎コミュニティ防災センター(仮称)整備事業、中町第1ビル大規模修繕工事負担事業、浜田・若竹統合保育園整備事業等の建設事業が新たに予算化されたことにより、投資的経費は前年度比6,700万円(1.4%)の増加に転じており、今後の財政運営は厳しいというよりは、危ういという表現が適切な事態となっている。

新総合計画が目指す目標、すなわち人口減少を抑え、市民所得を伸ばし、本市に住み続けたいと思う市民を増やすという理念の実現に全精力を傾けるために、事業執行の成果を検証し、常に事務事業の改善、縮小、廃止の議論を行いながら、適切な予算執行を行うことを要請する。

記

- 1 各事業の予算執行に当たっては、当初予算査定における調整内容、指示事項に基づいて執行すること。
- 2 市の政策決定に関わることは、企画調整課と十分に協議・調整を行うこと。
- 3 国・県支出金、市債等の特定財源を充当する事業については、当該財源の確定後、または、当該財源が確実に見込まれるときでなければ、予算を執行することはできない。また、事業に充当する特定財源が減少または減少する見込みがあるときは、減少額に見合う歳出予算を執行することはできない。（酒田市財務規則第13条「予算執行の制限」要約）
- 4 補助金の減額分は市の一般財源では補填しない。また国、県からの補助事業の増額要請は、事前に財政課と協議すること。国、県の補助事業を前提に予算化された事業は、補助申請が採択されなかった場合は、原則中止とする。その場合、次年度以降の実施計画は再調整となる。
- 5 事務の削減を常に念頭におき、廃止事業のリストアップを行うこと。予算編成時に唐突に事業終了とするのではなく、担当課と財政課が通年で意思疎通した結果、事務の削減と財源の確保という双方にメリットがある結果にしたい。
- 6 事業執行にあたり、再度、他課、国・県・民間との重複がないか確認し、ある場合は活用・連携に係る調整を検討すること。また、事業執行や予算編成のタイミングを逸することなく、財政課部担当と意見交換を行うこと。
- 7 監査の結果を尊重し、適切でないと指摘された支出は廃止に向けて調整すること。特に法令外補助金は、ほぼ一般財源のため、廃止に向けて常に検討する必要がある。団体等の会員数減少により執行額が減少しているにもかかわらず、定額補助のため繰越金が積みあがっている場合がある。既得権意識が働き、交付先に納得いただくまでは反発もあるが、これまでも最後にはご理解をいただいております。同補助金の廃止には丁寧な説明と粘り強い交渉が必要である。